

## 富士見市国民健康保険税条例の一部改正について

## ●概要

地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の法定限度額が改定されました。本市においても、中間所得層への負担増を緩和しつつ増収を図るために、富士見市国民健康保険税条例の一部改正を行い、課税限度額を改定するものです。

## ●改正内容

- ・医療分の課税限度額を 63 万円から 65 万円に改定します。
- ・支援分の課税限度額を 19 万円から 20 万円に改定します。

## ●施行予定日

令和 5 年 4 月 1 日

## ●近年の課税限度額の推移

本市の課税限度額					※参考 法定限度額
年度	医療分	支援分	介護分	合計	
平成 29	52 万円	17 万円	16 万円	85 万円	89 万円
平成 30	54 万円	19 万円	16 万円	89 万円	93 万円
令和元	58 万円	19 万円	16 万円	93 万円	96 万円
令和 2	61 万円	19 万円	16 万円	96 万円	99 万円
令和 3	63 万円	19 万円	17 万円	99 万円	99 万円
令和 4	63 万円	19 万円	17 万円	99 万円	102 万円
令和 5(予定)	65 万円	20 万円	17 万円	102 万円	104 万円

## ●課税限度額の改正による影響

課税項目	課税限度額	調定増見込額	課税限度額超過世帯数
医療分	63→65 万円	+5,039,900 円	272→255 世帯
支援分	19→20 万円	+2,510,800 円	278→246 世帯
介護分	17 万円	±0 円	92 世帯

※令和 5 年 1 月 9 日時点のデータを基に試算しています。

富士見市国民健康保険税条例（昭和32年条例第1号）新旧対照表

新	旧
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）及び同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>）及び同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

2 (略)

2 (略)